



予防接種

定期接種と任意接種

定期接種

予防接種法に基づき、市が接種費用を負担して実施する予防接種。

(対象となる予防接種)

ロタウイルス、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib感染症(ヒブ))、BCG、麻しん風しん(MR)、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV感染症(子宮頸がん)、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス、高齢者带状疱疹

予防接種の副反応により治療が必要になったなど、健康被害が生じた場合は、法に基づく救済制度があります。

任意接種

定期接種以外の予防接種や、定期接種を本人又は保護者等の判断により定められた方法以外(対象年齢外など)で接種するもの。接種費用は自己負担。

(対象となる予防接種)

インフルエンザ(高齢者を除く)、おたふくかぜ、A型肝炎、など
※左記の定期予防接種を対象年齢外で接種する場合も任意接種となります。

健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による補償制度があります。

「生ワクチン」と「不活化ワクチン」

ワクチンは、「生ワクチン」と「不活化ワクチン」に分けられます。生ワクチンは、病原性を極度に弱めた(弱毒化した)ウイルスや細菌等をワクチンとしたもので、不活化ワクチンは、ウイルスや細菌を殺し抵抗力(免疫)を作るのに必要な成分を取り出して毒性を無くして作ったものです。これらを接種することでその病気にかかった場合と同じように抵抗力(免疫)ができます。

異なるワクチンの接種間隔

異なるワクチンの接種間隔は注射生ワクチン(BCG、麻しん風しん(MR)、水痘、おたふくかぜ)同士の場合は27日以上の間隔を開ける必要がありますが、それ以外の場合は、制限はありません。(医師が認めた場合は同時接種ができます。)

長期にわたる疾患などで定期予防接種を受けられなかった場合

長期にわたる重篤な疾病等(一定の基準があります)、特別な事情によりやむを得ず定期予防接種を受けられなかった場合は、定期予防接種の対象年齢を過ぎても、特定の期間は定期接種として接種できます。詳細は、健康保健センターへお問い合わせください。

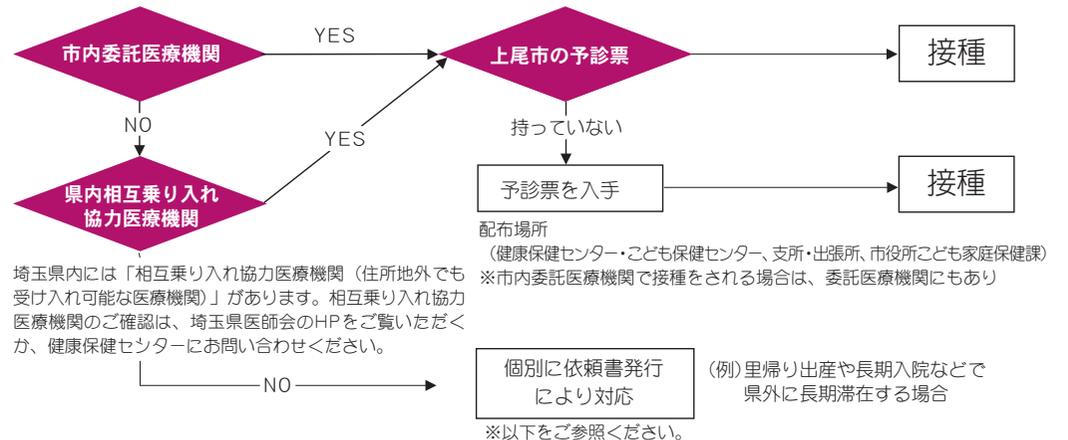
長期海外渡航のため予防接種を希望する場合

埼玉県予防接種センター(埼玉県立小児医療センター内)を受診するための紹介状を発行します。事前に健康保健センターへお問い合わせください。

市内委託医療機関以外で定期予防接種を希望する場合

定期予防接種は、住民登録のある市町村で受けることが原則ですが、上尾市内の委託医療機関(P12~14参照)以外で接種を希望する場合は、接種を受ける際の方法が異なります。以下フローをご確認ください。

【接種場所】



委託医療機関・県内相互乗り入れ協力医療機関以外(埼玉県外など)

里帰り出産などで埼玉県外に長期滞在する場合など、埼玉県内の委託医療機関以外で接種を希望する場合は、償還払いにより接種費用を助成する制度があります。以下の手順に従い、**必ず予防接種を行う前に上尾市が交付する「予防接種依頼書」を用意してください。**(事前に依頼書の交付がないと、接種費用の助成の対象になりません。)

①「予防接種依頼書」の発行申請

電子申請(右記二次元コードからアクセス)が健康保健センターに電話で、依頼書の発行を申請する。

※予防接種の依頼書の交付に時間を要することがあるので、余裕をもって申請してください。

②「予防接種依頼書」の受け取り

健康保健センターから「予防接種依頼書」と「助成金交付申請書」を送付します。

③ 予防接種を受ける

医療機関に「予防接種依頼書」、「上尾市の予診票」、「母子健康手帳」を持参し、予防接種を受ける。(接種費用を医療機関に支払い、領収書(原本)と予診票「保健センター提出用」をとっておく。)

④ 助成金交付申請

令和8年3月31日まで(接種日が2月、3月の場合は、接種日から60日以内)に健康保健センター宛に助成金交付申請を行う。

★申請には、領収書(原本)と予診票「保健センター提出用」が必要です。

★期限を過ぎると助成金交付申請ができなくなります。



電子申請用二次元コード